公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１７２号
盛岡市永井20地割24番地12　コーポ兼平102号
債務者　髙橋　　保
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第２０５号
岩手県紫波郡矢巾町大字和味第１地割４番地89
債務者　菅原恵美子
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第７２号
群馬県太田市藤阿久町489番地11　小松ハイツＢ－103号、前住所群馬県太田市新道町1380番地９
債務者　秋山　泰博
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第６４２号
京都府長岡京市奥海印寺荒堀20番地
債務者　佐藤由記子（旧姓本間）
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２５号
大分県日田市田島１丁目16番１号　ふじコーポ302号
債務者　井上　　健
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２５年（フ）第６９号
鹿児島県霧島市国分中央５丁目３番29号
債務者　上　　実章
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第７０号
鹿児島県霧島市国分中央５丁目３番29号
債務者　上　　明美（旧姓三宅）
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第８０号
鹿児島県霧島市国分広瀬２丁目29番20号　パッションハイツ102号
債務者　羽立　麻未（旧姓田上）
1　決定年月日時　平成25年８月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第４３号
愛媛県今治市大西町脇甲950番地３　メゾンピュアー101号室、前住所愛媛県今治市大西町脇甲839番地10
債務者　金澤　忠則
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第４４号
愛媛県今治市鯉池町３丁目３番45号　ベルメゾン鯉池103号、前住所愛媛県今治市登畑甲350番地４
債務者　越智　節雄
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第４５号
愛媛県今治市玉川町長谷甲901番地
債務者　大河幸一郎
1　決定年月日時　平成25年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第４１号
大分県豊後高田市玉津292番地
債務者　村山　信夫
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第４２号
大分県豊後高田市玉津292番地
債務者　村山　和子
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２５年（フ）第２８８号
大分市新川町１丁目10番43号サーパス新川302
債務者　木村　友美
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３００号
大分市大字寒田1162番地の52サンコーポ坂詰103、従前の住所大分市日岡２丁目５番５号
債務者　南　已喜雄
1　決定年月日時　平成25年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３０１号
大分市大字下郡1226番地の２博愛通勤寮
債務者　酒井　博美
1　決定年月日時　平成25年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３１７号
大分県由布市湯布院町川北1286番地１
債務者　相沢　典子（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３１９号
大分県別府市大字北石垣100番地の４上人西５組後藤アパート１Ｆ東側
債務者　片岡かおり
1　決定年月日時　平成25年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係